

管理に係る重要事項調査報告書

物件	物件名称・対象住戸	多摩川スカイハイツ 106号室			
	所在地	神奈川県川崎市高津区二子2-16-19	総戸数	34戸	
管理組合関係	管理組合名称	多摩川スカイハイツ全体管理組合	決算月	3月（現在第52期）	
	管理組合組織	区分所有者全員で組織する管理組合	総会・理事会	通常総会：6月、理事会頻度：約3カ月毎	
	役員選任方法	輪番制による選出	管理組合役員数	4名(理事及び監事)	
	管理規約	最終改定：2022年2月	使用細則等の規定	駐車場・駐輪場・バイク置場・集会室他	
	共用部分の損害保険	マンション総合保険（個人賠償責任保険付保）			
	共用部分関係	建築年次	1975年12月竣工		
規約等の定め		共用部分及び専用使用に関する規約の定めにつきましては、管理規約等をご参照ください。			
駐車場		住宅駐車場7台(空無)			
		全区画17,000円/月 ※駐車場に関する規定につきましては、使用細則をご参照ください。			
バイク置場		無し			
駐輪場		42台(空有)			
	使用料月額：200～300円				
売却依頼主負担管理費等関係	修繕積立金月額	修繕積立金	9,130円	（2026年4月6日現在）	
	管理費等の月額	管理費	10,100円	（2026年4月6日現在）	
		専用庭使用料	600円	（2026年4月6日現在）	
	使用料等の月額				
	修繕積立金滞納額	修繕積立金	0円	（2026年3月31日現在）	
	管理費等の滞納額	管理費	0円	（2026年3月31日現在）	
		専用庭使用料	0円	（2026年3月31日現在）	
	使用料等の滞納額				
管理費等支払方法	当月分を前月27日に支払い（口座振替）				
管理費等支払手続	集金代行会社委託：三井住友カード㈱				
収支関係	収支決算状況	別添の決算書（貸借対照表・収支計算書）をご参照ください。			
	全体の未収金額	各会計の貸借対照表（別添）の「未収入金」額をご参照ください。			
	各会計の残高	各会計の貸借対照表（別添）の「次期繰越金」額をご参照ください。			
	管理費等の改定予定	無			
収支関係	修繕積立金の定め	管理規約をご参照ください。			
	管理費等の減免措置	特定の区分所有者に対する管理費等の減免措置はありません。			
専有部分関係	専有部分の用途	住居専用			
	ペット飼育	犬猫等は不可。詳細は使用細則をご参照ください。			
	専有部分の工事	要届出(定型書式有、管理事務室へ提出)、主要構造部の穿孔及び切欠等は規模を問わず不可			
	楽器等の制限	音量を著しくあげることは禁止			
	テレビ視聴	j：com(0120-344-805)			
	インターネット	Bフレッツ、KDDI			

管理
形
態
関
係

マンション管理業者
業登録番号
主たる事務所の所在
委託（受託）形態
管理会社担当
管理員勤務日
管理室電話番号
自治会・町内会
修繕関係
アスベスト使用状況
建物耐震診断
一括受電方式の導入
長期修繕計画の有無
事件・事故
基礎杭施工業者
暴力団等の存在
宅配ボックス
鍵預かりサービス
民泊関連

株式会社ビルシステム
国土交通大臣(5)第031574号
神奈川県横浜市中区尾上町4-57横浜尾上町ビルディング9階
全部委託
マンション管理本部（TEL045-222-9440）鈴木
月・火・水・木・金曜日9:00～17:00 土曜日9:00～12:00（住み込み）
044(811)5959
未加入

調査未実施
耐震診断未実施
なし
なし
把握している情報はありません
不明
把握している情報はありません
あり
なし
不可

そ
の
他
の
事
項

書
類
の
保
存
状
況

確認の申請書および添付図書並びに確認済証（新築時の物）
検査済証（新築時の物）
確認の申請書および添付図書並びに確認済証（増改築時の物）
検査済証（増改築時の物）
建設住宅性能評価書
定期調査報告書・定期検査報告書（昇降機等）
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合（地震に対する安全性に関する書類）
新耐震基準等に適合していることを証する書類

管理室にて保管
管理会社にて保管
なし
－
－
管理会社にて保管
対象外
－

当該マンションの宅地建物取引業法第35条及び同法施行規則16条の2及び第16条の4の3等による重要事項に関する内容は上記の通りです。
本報告書は、当該マンション管理組合と弊社との間で締結した管理委託契約書第14条の規定に基づくものであり、記載事項以外の事項について弊社は責任を負いません。
本報告書及び本報告書に記載された情報の目的外利用を固く禁じます。また、弊社のプライバシーポリシーは、弊社HPをご確認ください。
(<http://www.buil-system.co.jp/company/privacy/>)
尚、建物の区分所有等に関する法律第33条、第42条及び第45条並びに第66条の規定により、利害関係人は当該マンションの管理規約等の閲覧請求権があることを申し添えます。

2026年4月7日

国土交通大臣（5）第 031574 号
会社名 株式会社ビルシステム
担当者 中村 直樹

